

版權局による著作権の行政法執行における 証拠審査と認定業務の更なる改善に関する通知

国版発〔2020〕2号

各省・自治区・直轄市の版權局、北京市・天津市・上海市・重慶市の文化市場総合行政法執行部門へ

『中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁による「知的財産保護の強化に関する意見」の印刷配布に関する通知』を着実に貫徹・実行し、著作権の保護をより一層強化し、著作権の行政法執行効力を向上させ、著作権の行政法執行業務体制を整備し、権利者の権利保護に係る負担を軽減し、良好なビジネス環境を醸成するために、著作権の行政法執行における証拠審査と認定業務の更なる改善について次のとおり通知する。

一、権利の証明について

1. 苦情申立人が著作権行政法執行部門に対して苦情を申し立てる場合、著作権行政法執行部門は、苦情申立人に対し、その主張する著作権又は著作隣接権の証拠の提出を要求しなければならない。

2. 苦情申立人から提出された以下の資料は、著作権又は著作隣接権の帰属に係る証拠とすることができる；著作物の草稿・現本、合法的な出版物、著作権登録証書、権利取得の契約書、国家著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構又は著作権集団管理組織によって発行された著作権認証文書、権利帰属を推定できるその他の証明資料。

3. 著作権行政法執行部門は、苦情申立人から権利主張された著作物、実演又は録音物が『中華人民共和国著作権法』による保護を受けており、かつ保護期間内にあることを確認しなければならない。反対証拠がない場合、著作権行政法執行部門は、当該著作物、実演又は録音物には、苦情申立人の主張する著作権又は著作隣接権が存在すると推定しなければならない。

出所先：2020年11月15日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5582649.htm

4. 反対証拠がない場合、著作権行政法執行部門は、通常の方法で署名をした作者、出版者、実演者又は録音物の製作者を、当該著作物、実演、録音物の著作権者又は著作隣接権者と推定しなければならない。

5. 著作権行政法執行部門は、本通知第4条により権利帰属を推定するにあたって、苦情被申立人が反対証拠を提出できない場合、苦情申立人に対し、その権利帰属を証明するために、又は既に許諾を受けている或いは苦情被申立人の行為が権利侵害を構成していることを証明するために、著作権又は著作隣接権の許諾、譲渡契約書又はその他の書面による証拠を提出することを要求しない。

二、権利侵害の証拠について

6. 苦情申立人が著作権行政法執行部門に対して苦情を申し立てる場合、著作権行政法執行部門は、苦情申立人に対し、苦情被申立人がその著作権又は著作隣接権を侵害しているとする証拠の提出を要求しなければならない。

7. 苦情申立人から提出された以下の資料は、その権利を主張する著作物、実演、録音物が権利侵害されている証拠とすることができる；権利侵害著作物、実演又は録音物及び購入履歴、権利侵害行為に関わる勘定、契約書及び加工・製作の際の帳票、権利侵害行為を証明するための写真、ビデオ又はウェブページのスクリーンショット、出版者、複製発行者が授権・許諾文書を偽造、改竄し又は授権・許諾範囲を超えたことを証明するための証拠、権利侵害行為を証明できるその他の資料。

三、権利侵害の認定について

8. 苦情申立人から権利証明文書及び権利侵害証拠などの関連証拠資料を提出された後に、苦情被申立人が、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得た旨を主張する場合には、許諾を受けた証拠を提出しなければならない。著作権行政法執行部門は、これを調査・確認しなければならない。苦情被申立人が上記証拠を提出できず、かつ既存証拠が権利侵害の認定を裏付けるのに十分である場合、又は苦情被申立人から提出された証拠が許諾を得た旨を十分に証明できない場合、著

出所先：2020年11月15日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5582649.htm

著作権行政法執行部門は、苦情被申立人の行為が権利侵害に当たると認定しなければならない。

9. 複製品の出版者、製作者はその出版、製作行為が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は複製品の発行者がその発行した複製品が合法的な出所があることを証明できない場合、著作権行政法執行部門は、その行為が権利侵害に当たると認定しなければならない。

10. 著作権行政法執行部門は、苦情申立人から提出された権利証明文書及び権利侵害証拠により苦情被申立人の行為が権利侵害に当たると直接認定することができる場合には、鑑定機構に鑑定を委託しなくてもよい。

11. 著作権行政法執行部門は、虚構の授権、虚偽の授権などの手段で他人の著作物を不法に伝達する権利侵害行為を法により摘発し、不明確な権利に基づく行為や不正な権利保護等に係る行為を法により規範化する。

版權局

2020年11月15日

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：2020年11月15日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5582649.htm